

令和6年6月定例会

6月5日から6月13日まで開催されました

6月定例会は、町長から6件の議案が上程され、審議の結果すべての議案が可決された。

主な議案

人事 松伏町監査委員の選任について

浅野 要二 (あさの ようじ)氏 [新任]

任期：令和6年6月20日から令和10年6月19日まで



松伏町下水道条例の一部を改正する条例

問 下水道料金を改正することになった経緯と、周知をどのように行うのか。

答 現在、松伏町では下水道使用料で賄えている経費は約7割程度。経費回収率については毎年減少傾向で、不足分を一般会計から繰入金で補っている。将来にわたり安定的に事業を継続していくために、中・長期的に独立採算が取れる経営基盤を築く必要がある。令和5年11月に下水道審議会へ料金改定について諮問をし、令和6年2月に審議会からの答申を受け、令和6年度中の下水道料金の改定を行うこととした。

周知は、広報8月号及び町ホームページで下水道の使用料の改定について広報していく。10月には越谷・松伏水道企業団が発行の広報紙の水道だよりで広報していく。11月には、下水道利用者の全世帯に個別のはがきを送付する。

(水量ごとの負担増)

2か月当たり 水 量	下水道使用料 (消費税込)			
	現 行	改定後	増 額	率 (%)
20m ³	1,870円	1,980円	110円	5.9%
40m ³	4,070円	4,400円	330円	8.1%
100m ³	12,650円	13,640円	990円	7.8%

○実施時期

令和6年12月1日

松伏町学校給食センター設備等改修工事請負契約の締結について

請 負 金 額 113,146,000円
請 負 業 者 埼玉県越谷市大道478番地
株式会社協和設備
履 行 期 限 令和7年1月31日

令和6年松伏町一般会計補正予算（第1号）

新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置に係る定額減税補足給付事業費及び住民税非課税世帯等重点支援事業の一般会計補正予算可決。

主な歳入 ○物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 **3億5,949万円**

主な歳出 ○定額減税補足給付事業 **2億5,939万円**

納税者1人につき、所得税3万円、住民税1万円を基本とし、納税者に同一生計配偶者若しくは扶養親族がいる場合は、扶養親族等の分について上乘せして、納税者の税額から定額を減税する。住民税については、令和5年の確定所得について実施。

所得税減税については給与所得は勤務先で、年金受給者については日本年金機構において、個人事業主等については年明けの確定申告の際に併せて実施するとされている。

本補足給付は所得税3万円、住民税1万円について、それぞれ減税しきれないと見込まれる額を合計し、1万円単位に切り上げた額を調整給付金として支援するもの。

○住民税非課税世帯重点支援事業 **5,693万円**

物価高騰による影響等を踏まえ、住民税非課税世帯等に対して重点的な措置を行う。

○住民税非課税世帯等重点支援事業（均等割世帯分） **3,057万円**

物価高騰による影響等を踏まえ、住民税均等割のみ課税世帯に対して給付措置を行う。

○住民税非課税世帯等重点支援事業（子ども加算分） **1,260万円**

同上、同一世帯となっている18歳以下の児童のいる世帯に対して給付措置を行う。

主な質疑

問 調整給付金の手続きのスケジュールは。

答 調整給付金給付を実施するには、個人の住民税・所得税の額の把握が必要となる。住民税は、令和6年度の当初課税が決定されているので対象者は把握が出来るが、所得税は、令和6年の所得が確定していないので、令和6年分推計所得税額を算出して対象者を把握しなければならないので処理に時間が必要。対象の方に周知するのが8月下旬予定。申し込み期限は令和6年10月31日までと国から示されている。当日の消印有効。

問 定額減税を受けられないケースは。

答 非課税の方、住民税で均等割のみの課税で、所得割が課税されていない方（これらの方は、これまで非課税世帯給付金、均等割給付金という形で支援されている）。ほかに国外に居住されている方、課税所得1,805万円（給与収入2,000万円）を超える方、個人事業主における白色事業専住者で給与収入86万円以下・青色青色事業専住者で給与収入103万円以下の方々は対象外とされている。